



## 特殊車両・過積載の国道・高速道路合同取締り結果

無許可の特殊車両や過積載など違法運行に伴う事故及び道路・橋梁の損傷を未然に防止することを目的として、北陸地方整備局長岡国道事務所が管理する国道8号とNEXCO東日本新潟支社長岡管理事務所が管理する関越自動車道において、同時刻に合同取締りを実施しました。

### 取締り実施結果

取締り日時：令和6年10月10日（木） 14時～16時

取締り場所及び結果

みやもと  
◆国道8号 宮本除雪ステーション（新潟県長岡市宮本1丁目地先）  
取締り車両数：3台 うち違反指導を行った車両：0台

かみのぞきまちのだ  
◆関越自動車道 長岡インターチェンジ（新潟県長岡市上除町野田地先）  
取締り車両数：3台 うち違反指導を行った車両：1台  
<違反指導を行った内訳>  
道路法取締り 1台

道路を安全に利用していただくにはルールを守り、整備された車両による適切な運行を心がけなければなりません。

今後も引き続き、規則を周知・理解していただけるよう呼び掛けてまいります。

# 【取締り実施状況】

写真の車両は違反車両ではありません



国道8号宮本除雪ステーションでの  
特殊車両取締り状況

写真の車両は違反車両ではありません



関越自動車道長岡インターチェンジでの  
特殊車両取締り状況

下表の限度を「1つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」又は「通行確認」が必要です

	道路の構造による限度 (車両制限令等)
長さ	走行(連結・積載)状態で 12m ※トレーラ等連結車はほとんどが これを超えます。
幅	積載状態で2.5m
高さ	積載状態で3.8m (一部道路では4.1m)
総重量 (車+乗員+荷物)	積載状態で20t (一部道路では車両の構造に 応じて最大25t)
軸重	積載状態で最大10t



### 【注意】

- ・車両の大きさや重さに関する制限は道路法のほかにも「道路車両運送法」、「道路交通法」でも定めがあります。
- ・自動車検査証に記載の車両総重量等の範囲内であっても、左表の限度を「1つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」又は「通行確認」が必要です。

特殊車両を通行させる場合は、「特殊車両通行確認制度」又は従来の「特殊車両通行許可制度」をご利用ください

# 特殊車両 通行確認制度 運用開始



無料でお試し検索!

・特殊車両通行確認制度のご利用はこちらへ

HIDO 特車 で検索!

・制度や操作方法などのお問合せはこちらへ

TEL 0120-161-948 (トウロクトクシャ)



国土交通省

## 特殊車両通行の手続きは 早い・簡単・便利な 通行確認制度で!



(X運輸会社 A様)

急な輸送依頼にも  
対応できるので、  
荷主様にも大変  
喜ばれています。



(Y建設会社 B様)

オンラインシステムは  
操作も簡単だし、自動  
で経路検索してくれる  
ので助かります。

### こんな場合に特におすすめ!

■ 固定ルートで途中に積込・積卸地点が多い  
→2地点双方向2経路検索+追加経路

元経路(S-G間主経路/代替経路の往復)にA-B間往復及びC-D間往復を追加した場合、許可制度の手数料は1,600円(対し、確認制度の手数料は1,000円)!

取得済み経路に新たな積込・積卸地点を追加経路で結び、通行可能経路を取得

■ スポット的な依頼、急な依頼が多い  
→都道府県検索+追加経路

元経路(S-G間往復)に新たにS-A, S-B, S-C, S-D, S-E間の経路が必要となった場合、許可制度の手数料2,400円(対し、確認制度は1,300円)!

急な依頼でも都道府県検索で目的地の経路を取得し、必要に応じて追加経路でラストマイル取得

### 利用者様の声を取り入れて使いやすくなりました

- リフトアクトストレーラの高速道路の経路確認が可能に!
- 路線名称を正しく表示させることにより通行経路が把握しやすさUP!
- 走行時に携行に必要な回答書一式の文書量を削減!
- スマホ・タブレット画面でも回答書一式を表示することが可能に!
- 令和6年春に対象経路を約16,000km拡大予定!(今後も対象経路を拡大していきます)

今後も使いやすいシステムに改善していきます!